

2404

昭和十九年四月

内務省非常執務ニ関スル諸規程



国立公文書館	
分類	③ ④
配架番号	3 A
	15
	24-4

~~#6~~

24-4

秘

昭和十九年四月

内務省非常執務ニ關スル諸規程

国立公文書館	
分類	④ ④
配架番号	3 A
	15
	24-4

目次

一、非常出仕召集規程	一
一、非常特別執務規程	六
一、總務部執務規程	一
一、地方部執務規程	四
一、治安部執務規程	八
一、應急復舊部執務規程	二六
一、救護部執務規程	二九
一、外地部執務規程	三二
一、警防室執務規程	三五
(附) 内務省防空實施計畫	三九

非常出仕召集規程

(昭和十九年四月十五日
内務省訓第四七七號)

- 第一條 廳員非常事態ノ發生シタルコトヲ感知シタルトキハ速ニ其ノ勤務所ニ出仕スベシ
- 第二條 四圍ノ狀況ニ依リ其ノ勤務所ニ出仕シ難キ場合ニ於テハ左ノ場所ニ集合シ上司ノ命ヲ待ツベシ
集合場所 内務大臣官邸
- 第三條 戰時事變其ノ他非常ノ場合ニ於テハ必要ニ應ジ非常召集命令ヲ發ス
- 第四條 非常召集ニ關スル事務ハ命ヲ承ケ文書課長之ヲ行フ但シ召集ニ關シ特別ノ規程アルモノ及内務省臨時事務所ヲ設ケタル場合ハ他ノ官吏ニ召集ニ關スル事務ヲ行ハシムルコトヲ得
- 第五條 非常召集ハ電話、電報、急使其ノ他適宜ノ方法ニ依リ最モ敏速ニ之ヲ行フベシ
- 第六條 非常召集ノ令達ニ付テハ文書課長ハ各區擔任者ニ、各區擔任者ハ分區擔任者ニ、分區擔任者ハ各個々ニ之ヲ爲スヲ例トス
- 第七條 非常召集ヲ受ケタルトキハ最モ迅速ナル方法ニ依リ出仕スベシ
- 第八條 戰時事變其ノ他非常ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ廳員ノ全部又ハ一部ヲ常時執務時間ノ外特ニ勤務ニ服セシム
- 第九條 官房課長、局長、神祇院副總裁及防空總本部局長ハ豫メ文書課長ニ所屬職員名簿ヲ送付スベシ

第十條 文書課長ハ職員名簿ヲ作成シ豫メ之ヲ官房課長、局長、神祇院副總裁、防空總本部局長及擔任者ニ交付スベシ

第十一條 文書課長ハ非常線又ハ警戒線通過ニ必要ナル證票ヲ豫メ判任官以上ノ職員及特ニ必要ト認ムル職員ニ交付ス

附 則

昭和十六年八月内務省訓第七三一號非常出仕召集規程ハ之ヲ廢止ス

(附)

防空警報發令時ニ於ケル非常出仕召集規程ニ基ク執務時間外服務等ニ關スル件 (昭和十九年四月十五日内務省發書第四號、文書課長通牒)

今般非常出仕召集規程改正 (昭和十九年四月十五日内務省訓第四七七號)ニ伴ヒ昭和十八年八月六日丙第二五八三號人事課長通牒ニ基ク標記ノ件左記ノ通改正相成候條依命此段及通牒候
追而非常出仕召集規程ニ關スル事務ハ爾今文書課ニ於テ取扱フコトト相成候ニ付爲念申添候

記

- 一 東京地方ニ空襲警報又ハ第一種警戒警報發令セラレタルトキハ別記一ニ依リ官房、各局、神祇院及防空總本部各局員ハ退廳時間後翌朝出勤時刻迄在廳宿直勤務スベシ但シ情況ニ依リ右人員ヲ増減スルコトアルベシ
- 一 退廳後東京地方ニ空襲警報又ハ警戒警報發令セラレタルトキハ豫メ登廳スベキ旨特ニ命セラレタル者 (別記二ニ依ル)及其ノ際非常召集ノ令達ヲ受ケタル者ハ直チニ登廳勤務スベシ

三

一 官房各課長、各局長、神祇院副總裁及防空總部各局長ハ豫メ前二項ニ依リ宿直勤務セシムベキ者又ハ豫メ登應スベキ旨特ニ命ジタル者ノ官職勤務課氏名等ヲ文書課長ニ通知ス之ニ變更アリタルトキ亦同

一 第一項ニ依ル宿直員ニシテ官房所屬ノ者ハ在廳中空襲警報ノ發令アリタル場合ニ於テハ直チニ官房各課長ニ其ノ旨報告シ何分ノ指示ヲ求ムベシ

一 第二項ニ依リ登應シタル者ハ登應ノ旨ヲ防衛部警備係ニ報告シ(玄關備付名簿ニ記入ス)別段ノ定アル場合ノ外各局書記室(官房ニ在リテハ所屬ノ課)ニ到リ命ヲ承ケ非常特別執務ニツクベシ

別記一

空襲警報發令セラレタルトキノ宿直勤務者

非常登應ヲ命セラレタル者全員

第一種警戒警報發令セラレタルトキノ宿直勤務者

高等官、判任官及雇員各一名

附 防衛部員及警防室員ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

別記二

豫メ登應スベキ旨特ニ命セラレタル者

別 紙(別紙非常登應者名簿省略)

非常特別執務規程

(昭和十九年四月十五日
内務省訓第四七八號)

六

第一條 戰時事變其ノ他非常ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ本規程ニ依リ非常特別執務ヲ實施スルモノトス

第二條 内務次官ハ非常特別執務ヲ統轄シ其ノ開始又ハ終止ヲ命令ス

前項ノ命令ハ其ノ全部又ハ一部ニ付之ヲ發スルコトヲ得

第三條 非常特別執務ヲ實施スル爲平時ノ執務組織ノ外ニ臨時ニ左ノ非常特別組織ヲ置ク

- 一 總務部
- 二 地方部
- 三 防衛部
- 四 治安部
- 五 應急復舊部
- 六 救護部
- 七 外地部
- 八 警防室

第四條 總務部ハ内務次官ヲ以テ部長トス

總務部ハ非常特別執務ノ統轄其ノ他權要ナル事項、廳内各部活動ノ指揮統制、他廳トノ連絡(專ラ他部

ニ於テ連絡幹旋スル事項ヲ除ク)及各種發表ニ關スル事務ヲ掌ル

前項ノ外總務部ハ他部ノ所管ニ屬セザル事項ヲ處理ス

總務部ニ總務ヲ置キ神祇院副總裁、各局長及大臣官房各課長ヲ以テ之ニ充ツ

總務ハ非常特別執務上特ニ必要ナル措置其ノ他權要ノ部務ニ關シ總務部長ヲ輔佐ス

總務中特ニ命セラレタル者ヲ以テ常任總務トス

第五條 地方部ハ地方局長ヲ以テ部長トス

地方部ハ本省ト地方廳トノ間ニ於ケル連絡幹旋ニ關スル事務ヲ掌ル但シ專ラ他部ニ於テ直接連絡幹旋スル事項ヲ除ク

第六條 防衛部ハ會計課長ヲ以テ部長トス

防衛部ハ内務省ニ於ケル防空ノ實施其ノ他廳中警備ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 治安部ハ警保局長及警防局長ヲ以テ部長トス

治安部ハ國內治安維持並ニ防空ノ實施及指導ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條 應急復舊部ハ施設局長及國土局長ヲ以テ部長トス

七

應急復舊部ハ土木施設及建築物ノ應急復舊ニ關スル事務ヲ掌ル

第九條 救護部ハ業務局長ヲ以テ部長トス

救護部ハ救護、非常用物資ノ備蓄配給及生産防空ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條 外地部ハ管理局局長ヲ以テ部長トス

外地部ハ朝鮮及臺灣トノ連絡ニ關スル事務ヲ掌ル

第十一條 警防室ハ警保局長及警防局長ヲ以テ室長トス

警防室ハ防空並ニ防空ニ直接關聯スル治安ニ關スル各種情報ノ蒐集、整理及連絡ニ關スル事務ヲ掌ル

第十二條 各部ノ部員ハ省員中ヨリ内務次官之ヲ命ス

第十三條 非常特別執務ノ一部ノ發令アリタルトキハ第三條ノ非常特別組織ハ當該事務ニ關係アルモノノ

ミヲ置クモノトス

第十四條 非常特別執務ノ爲必要ナルトキ又ハ廳舎ノ全部若ハ一部ヲ使用スルコトヲ得ザル場合ニ於テハ

内務省臨時事務所ヲ定ム

第十五條 本規程ノ外非常特別組織ノ各部及警防室ノ執務ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

附 則

昭和十八年八月内務省訓第五七三號非常特別執務規程ハ之ヲ廢止ス

(附)

官 房 各 課
各 局
神 祇 院
防 空 總 本 部

丙第一一四二號

非常特別執務規程第二條ニ依リ非常特別執務ヲ開始シタルトキ其課(局、院)ニ屬スル職員ニシテ別命ヲ發

セラザル者ハ同規程第十二條ニ依リ左ノ通所屬ヲ命セラレタルモノト心得ベシ

追而昭和十八年八月六日附丙第二五八四號達ハ之ヲ廢止ス

記

大臣官房人事課員	總務部員
大臣官房文書課員	
大臣官房會計課員	
神祇院	
防空總本部總務局員	地方部員

- 一 内務省防空實施計畫
- ニヨル防衛部部員
- 一 警保局局員
- 防空總本部警防局員
- 治安部員
- 一 國土局局員
- 防空總本部施設局員
- 應急復舊部員
- 一 防空總本部業務局員
- 救護部員
- 一 管理局局員
- 外地部員

昭和十九年四月十五日

内務次官 唐澤俊樹

總務部執務規程 (昭和十九年四月十五日
内務省訓第四七九號)

- 第一條 非常特別執務規程ニ依ル總務部ノ執務ハ本規程ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 總務部ニ總務ノ外總務、人事、會計ノ三班ヲ置キ其ノ編成ヲ左ノ通定ム但シ總務部長必要アリト認ムルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得
- 一 總務班
 - 官房文書課長ヲ以テ班長トシ官房文書課員及内務次官ノ命シタル者ヲ以テ班員トス
- 二 人事班
 - 官房人事課長ヲ以テ班長トシ官房人事課員及内務次官ノ命シタル者ヲ以テ班員トス
- 三 會計班
 - 官房會計課長ヲ以テ班長トシ官房會計課員及内務次官ノ命シタル者ヲ以テ班員トス
- 第三條 班長ハ總務部長ノ命ヲ承ケ班員ヲ指揮監督シ其ノ班ニ屬スル事務ヲ掌理ス但シ緊急ト認ムル事項ニ付テハ之ヲ專決スルコトヲ得
- 班員ハ上司ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス
- 第四條 各班ノ事務分掌左ノ如シ

一 總務班

(イ) 非常特別執務ノ統轄及廳員ノ非常召集ニ關スル事項
(ロ) 各部活動ノ綜合連絡調整及他課トノ連絡斡旋ニ關スル事項(專ラ他部ニ於テ直接連絡斡旋スル事項ヲ除ク)

(ハ) 當該事態ニ關スル情報ノ綜合整理及傳達並ニ各種發表ニ關スル事項

(ニ) 文書ノ發受及記録ニ關スル事項

(ホ) 他部班ノ管掌ニ屬セザル事項

二 人事班

(イ) 廳員ノ服務及規律ニ關スル事項

(ロ) 廳員ノ各部配屬ニ關スル事項

(ハ) 機密ニ屬スル事項

三 會計班

(イ) 會計緊急經費支出ニ關スル事項

(ロ) 會計經理ニ關スル事項

(ハ) 緊急發出ソノ他各種物資ノ調達及配給ニ關スル事項

第五條 常任總務及各班長ハ執務日誌ヲ備ヘ總務及班ノ活動狀況ヲ記録シ置クベシ

第六條 前各條ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ總務部長之ヲ定ム

附 則

昭和十八年八月內務省訓第五七四號總務部執務規程ハ之ヲ廢止ス

地方部執務規程

(昭和十八年八月六日
内務省訓第五七五號)

一四

第一條 非常特別執務規程ニ依ル地方部ノ執務ハ本規程ノ定ムル所ニ依ル

第二條 地方部ニ參謀並ニ庶務、北海道、關東、東海、北陸、近畿、中國四國、九州ノ七班ヲ置キ其ノ編成ヲ左ノ通定ム但シ地方部長必要アリト認ムルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

一 參 謀

地方局各課長及監査官並ニ神祇院課長ニシテ内務次官ノ指定スル者ヲ以テ之ニ充ツ

參謀ノ内地方局總務課長タル者ヲ以テ主任參謀トス

參謀ニ參謀附ヲ置キ部員中ヨリ地方部長之ヲ命ズ

二 各 班

班長ハ地方局各課長及監査官並ニ神祇院課長ニシテ内務次官ノ指定スル者ヲ以テ之ニ充ツ

班ニ班員ヲ置キ部員中ヨリ地方部長之ヲ命ズ

第三條 參謀ハ部務ノ大綱其ノ他須要ノ事項ニ關シ地方部長ヲ輔佐ス

班長ハ地方部長ノ命ヲ承ケ班員ヲ指揮監督シ其ノ班ニ屬スル事務ヲ掌握ス但シ緊急ト認ムル事項ニ付テハ之ヲ專決スルコトヲ得

參謀附及班員ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

第四條 參謀及各班ノ事務分掌左ノ如シ

一 參 謀

(イ) 部務ノ大綱ニ關スル事項

(ロ) 各班活動ノ連絡統制ニ關スル事項

二 庶 務 班

(イ) 廳内各部トノ連絡ニ關スル事項

(ロ) 警防室ヨリ回付セラレ又ハ各班ニ於テ蒐集セル情報ノ統一整理及傳達ニ關スル事項

(ハ) 各班業務ノ連絡調整ニ關スル事項

(ニ) 文書ノ發受及記録ニ關スル事項

(ホ) 會計經理ニ關スル事項

(ヘ) 他班ノ管掌ニ屬セザル事項

三 各 班(庶務班ヲ除ク)

(イ) 中央ノ指令情報等ノ各擔任區域内地方機關ニ對スル傳達ニ關スル事項

(ロ) 各擔任區域内地方機關ヨリノ要索ノ廳内各部ニ對スル連絡發旋ニ關スル事項

一五

(二) 部務處理上必要ナル地方情報ノ蒐集ニ關スル事項

第五條 前條第三號ノ各班ノ擔任區域左ノ如シ

- 一 北海東北班 北海地方行政協議會及東北地方行政協議會ノ地域(樺太、北海道、青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣)
- 二 關東班 關東地方行政協議會ノ地域(茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、東京都、神奈川縣、山梨縣)
- 三 東海北陸班 東海地方行政協議會及北陸地方行政協議會ノ地域(岐阜縣、靜岡縣、愛知縣、三重縣、新潟縣、富山縣、石川縣、福井縣、長野縣)
- 四 近畿班 近畿地方行政協議會ノ地域(滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣)
- 五 中國四國班 中國地方行政協議會及四國地方行政協議會ノ地域(島根縣、鳥取縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、徳島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣)
- 六 九州班 九州地方行政協議會ノ地域(福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣、沖繩縣)

第六條 主任參謀及各班長ハ執務日誌ヲ備ヘ參謀及班ノ活動狀況ヲ記錄シ置クベシ

第七條 前各條ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ地方部長之ヲ定ム

附 則

昭和十六年十二月內務省訓第一〇四八號庶務部執務規程ハ之ヲ廢止ス

治安部執務規程

(昭和十九年四月十五日
内務省訓第四八〇號)

第一章 總 則

第一條 非常特別執務規程ニ依ル治安部ノ執務ハ本規程ノ定ムル所ニ依ル

第二條 非常警備規程ニ依ル非常警備ノ實施アリタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ警保局長ハ内務次官ノ命ヲ承ケ特ニ本規程ノ全部又ハ一部ヲ實施スルコトアルベシ

第三條 警保局長ハ第四條ノ規程ニ依リ班長タルベキ課長ヲシテ班ノ事務ニ付豫メ各其ノ計畫ヲ樹立セシメ置クベシ

警保局長ハ前項ノ計畫ニ基キ必要ナル訓練ヲ行フベシ

第二章 非常特別執務組織

第四條 治安部ハ本部並ニ警務、警備、治安、外事、檢閲、經濟、指導ノ七班ヲ以テ構成ス其ノ編成左ノ如シ但シ治安部長必要アリト認ムルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

一 本 部

治安部長ヲ以テ本部長トシ警保局、警防局各課長及各課事務官ノ一名宛並ニ警保局長ノ指定シタル局員ヲ以テ構成ス

二 警 務 班

警保局警務課長ヲ以テ班長トシ警務課員ヲ以テ班員トス

三 警 備 班

警保局警備課長ヲ以テ班長トシ警備課員ヲ以テ班員トス

四 治 安 班

警保局保安課長ヲ以テ班長トシ保安課員ヲ以テ班員トス

五 外 事 班

警保局外事課長ヲ以テ班長トシ外事課員ヲ以テ班員トス

六 檢 閲 班

警保局檢閲課長ヲ以テ班長トシ檢閲課員ヲ以テ班員トス

七 經 濟 班

警保局經濟保安課長ヲ以テ班長トシ經濟保安課員ヲ以テ班員トス

八 指 導 班

警防局指導課長ヲ以テ班長トシ指導課員ヲ以テ班員トス

第五條 班長ハ治安部長ノ命ヲ承ケ班員ヲ指揮監督シ其ノ班ニ屬スル事務ヲ掌理ス但シ緊急ト認ムル事項

ニ付テハ之ヲ專決スルコトヲ得

第六條 本部及各班ノ事務分掌左ノ如シ

一 本部

- (イ) 警防室及各班等ヨリ提出セラレタル情報ノ統一整理及其ノ通報ニ關スル事項
- (ロ) 當該事態ニ對スル措置ノ大綱ノ考察並ニ右ニ基ク指揮連絡ニ關スル事項
- (ハ) 各班活動ノ連絡統制ニ關スル事項

二 警務班

- (イ) 部員ノ非常召集ニ關スル事項
- (ロ) 執務場所、執務用品、宿舍、食料、寢具、自動車、其ノ他物資ノ調達及配給ニ關スル事項
- (ハ) 會計經理ニ關スル事項
- (ニ) 警察通信ノ施設及保全ニ關スル事項
- (ホ) 廳内各部トノ連絡ニ關スル事項
- (ヘ) 他班ノ管掌ニ屬セザル事項

三 警備班

- (イ) 警戒警備ニ關スル事項

(ロ) 銃砲火藥類或器等危險物件ノ取締、交通ノ取締、避難ノ統制、罹災者ニ對スル應急救護其ノ他
事應收拾及公安保持ノ爲ニスル行政警察ニ關スル事項

(ハ) 前各號ニ關スル情報ノ蒐集ニ關スル事項

四 治安班

- (イ) 各種不穩策動ノ取締ニ關スル事項
- (ロ) 流言蜚語ノ取締其ノ他人心ノ安定ニ關スル事項
- (ハ) 其ノ他治安警察ニ關スル事項
- (ニ) 前各號ニ關スル情報ノ蒐集ニ關スル事項

五 外事班

- (イ) 諜報及謀略活動ノ取締ニ關スル事項
- (ロ) 其ノ他外事警察ニ關スル事項
- (ハ) 前各號ニ關スル情報ノ蒐集ニ關スル事項

六 檢閱班

- (イ) 新聞紙及出版物ノ檢閲取締ニ關スル事項
- (ロ) 映畫ノ檢閲取締ニ關スル事項

- (ハ) 其ノ他言論ノ統制ニ關スル事項
- (ニ) 前各號ニ關スル情報ノ蒐集ニ關スル事項
- 七 經濟班
- (イ) 經濟警察ニ關スル事項
- (ロ) 前號ニ關スル情報ノ蒐集ニ關スル事項
- 八 指導班
- (イ) 防空ノ實施及指導ニ關スル事項
- (ロ) 防空ニ關シ他班ノ管掌ニ屬セザル事項
- (ハ) 前各號ニ關スル情報ノ蒐集ニ關スル事項

第三章 非常召集及召集

- 第七條 部員ハ非常事態ノ發生シタルコトヲ感知シタルトキハ速ニ召集スベキモノトス
- 第八條 治安部長必要アリト認ムルトキハ部員ニ對シ非常召集命令ヲ發ス
- 第九條 非常召集命令ハ警務班員、警備班員及治安部長ノ指定シタル部員、警務班長又ハ警備班長ノ指揮ヲ受ケ電話、電報、急使其ノ他機宜ノ方法ニ依リ最モ敏速ニ令達スベシ
- 前項ノ令達ハ必要アリト認ムルトキハ警察電話ヲ以テ第十一條ニ掲グル巡查派出所又ハ巡查駐在所ヲ經

テ之ヲ爲スベシ

- 第十條 部員非常召集ノ令達ヲ受ケタルトキハ即時本部、所屬班長ハ特ニ指定スル場所ニ應召スベシ
- 第十一條 部員ハ非常召集ニ際シ直ニ應召シ得ル爲豫メ住所、電話番号、所轄警察署及巡查派出所又ハ巡查駐在所、令達方法等ヲ所屬課長又ハ室主任ニ届出ツベシ之ニ變更アリタルトキ又同ジ
- 第十二條 課長及室主任ハ別記様式ニ依リ所屬員ノ住所簿ヲ作製シ之ヲ保管スベシ
- 警務課及警察電話室ニハ前項ニ規定スル住所簿ノ副本ヲ備付クベシ
- 第十三條 警保局長及警防局長ハ豫メ警視總監又ハ地方長官ニ對シ其ノ管内ニ居住スル局員ニ付前條ニ定ムル住所簿ノ寫ヲ送付シ第九條第二項ニ定ムル非常召集命令ノ令達ヲ委囑シ置クベシ

第四章 雜 則

- 第十四條 本部長及班長ハ執務日誌ヲ備ヘ本部又ハ班ノ活動狀況ヲ詳細ニ記録シ置クベシ
- 第十五條 部員非常特別執務ニ從事スルトキハ證票ヲ携帯スルモノトス
- 證票ノ形狀ハ附圖ニ依ル
- 第十六條 前各條ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ治安部長之ヲ定ム

附 則

昭和十八年八月内務省訓第五七六號治安部執務規程ハ之ヲ廢止ス



昭和十八年八月内務省訓第五七七號防空部執務規程ハ之ヲ廢止ス
別記様式

警 保 局 員 住 所 簿						
特 別 方 法	巡 査 駐 在 所	所 轄 警 署 及 巡 査 派 出 所 又 ハ 巡 査 駐 在 所	電 話	住 所	官 職	課 室
					名 氏	
		※		※	※	
住 所 地 附 近 圖						

備考

- 一、※印ヲ附シタル欄ニハ假名ヲ附スルコト
- 二、電話欄ニハ自宅ニ備ヘタル公衆電話番號ヲ記シ尙警察電話ノ編アルトキハ其ノ番號ヲ記シ「電」ト附記スルコト
- 三、特別令達方法欄ニハ自宅電話及巡査派出所又ハ巡査駐在所ノ呼出ニ依ル以外ノ方法ヲ記載スルコト例ヘバ何某(假名ヲ附スルコト)方電話(番)呼出ニ依ル等ノ如シ
- 四、住所地附近略圖ハ驛、重要建物等特ニ目標トナルモノヲモ記入シ明確ニ記載スルコト

附圖證票

第 號 自 年 月 日
至 年 月 日

内務省警保局員之證

内 務 省

應急復舊部執務規程

(昭和十九年四月十五日
內務省訓第四八二號)

二六

第一條 非常特別執務規程ニ依ル應急復舊部ノ執務ハ本規程ノ定ムル所ニ依ル

第二條 應急復舊部ニ部附、參謀並ニ庶務、土木、建築ノ三班ヲ置キ其ノ編成ヲ左ノ通定ム但シ應急復舊部長必要アリト認ムルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

一部 附

內務技監ヲ以テ之ニ充ツ

二 參 謀

施設局各課長及國土局各課長ヲ以テ之ニ充ツ

三 庶 務 班

施設局資材課長ヲ以テ班長トシ施設局資材課員及國土局庶務課員並ニ書記室員ヲ以テ班員トス

四 土 木 班

施設局土木課長ヲ以テ班長トシ施設局土木課員及國土局河川、道路各課員並ニ計畫課員ノ一部ヲ以テ班員トス

五 建 築 班

施設局建築課長ヲ以テ班長トシ施設局建築課員及國土局計畫課員ノ一部ヲ以テ班員トス

第三條 部附ハ樞要ナル部務ニ關シ應急復舊部長ヲ補佐ス

參謀ハ部務ノ大綱其ノ他須要ナル事項ニ關シ應急復舊部長ヲ補佐ス

班長ハ應急復舊部長ノ命ヲ承ケ班員ヲ指揮監督シ其ノ班ニ屬スル事務ヲ掌理ス但シ緊急ト認ムル事項ニ付テハ之ヲ專決スルコトヲ得

班員ハ上司ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス

第四條 各班ノ事務分掌左ノ如シ

一 庶 務 班

(イ) 應内各部トノ連絡ニ關スル事項

(ロ) 各班業務ノ連絡調整ニ關スル事項

(ハ) 當該事態ニ關スル情報ノ蒐集整理及傳達ニ關スル事項

(ニ) 土木施設並ニ建築物ノ應急復舊用物資ニ關スル事項

(ホ) 文書ノ發受及記録ニ關スル事項

(ヘ) 會計經理ニ關スル事項

(ト) 他班ノ管掌ニ屬セザル事項

二七

二 土木班

(イ) 貯水槽、防空壕及び防空土木水利施設ノ應急復舊ニ關スル事項

(ロ) 河川、道路、水道及都市計畫施設ノ應急復舊ニ關スル事項

三 建築班

(イ) 建築物ノ應急復舊ニ關スル事項

(ロ) 假設建築物ニ關スル事項

第五條 各班長ハ執務日誌ヲ備ヘ其ノ班ノ活動狀況ヲ記録シ置クベシ

第六條 前各條ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ應急復舊部長之ヲ定ム

附 則

昭和十八年八月内務省訓第五七八號土木部執務規程ハ之ヲ廢止ス

救護部執務規程

(昭和十九年四月十五日
内務省訓第四八二號)

第一條 非常特別執務規程ニ依ル救護部ノ執務ハ本規程ノ定ムル所ニ依ル

第二條 救護部ニ參謀並ニ救護、配給、生産防空ノ三班ヲ置キ其ノ編成ヲ左ノ通定ム
但シ救護部長必要アリト認ムルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

一 參 謀

業務局各課長ヲ以テ之ニ充ツ

二 救 護 班

業務局救護課長ヲ以テ班長トシ局長書記室員及救護課員ヲ以テ班員トス

三 配 給 班

業務局配給課長ヲ以テ班長トシ配給課員ヲ以テ班員トス

四 生産防空班

業務局生産防空課長ヲ以テ班長トシ生産防空課員ヲ以テ班員トス

第三條 參謀ハ部務ノ大綱其ノ他須要ノ事項ニ關シ救護部長ヲ輔佐ス

班長ハ救護部長ノ命ヲ承ケ班員ヲ指揮監督シ其ノ班ニ屬スル事務ヲ掌理ス但シ緊急ト認ムル事項ニ付テ

ハ之ヲ專決スルコトヲ得

班員ハ上司ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス

第四條 參謀及各班ノ事務分掌左ノ如シ

一 參 謀

(イ) 當該事態ニ對スル措置ノ大綱ニ關スル事項

(ロ) 各班活動ノ連絡統制ニ關スル事項

二 救 護 班

(イ) 廳内各部トノ連絡ニ關スル事項

(ロ) 警防室ヨリ回付セラレ又ハ各班ニ於テ蒐集セル情報ノ統一整理及傳達ニ關スル事項

(ハ) 防毒、救護及防疫ニ關スル事項

(ニ) 藥品衛生材料ノ備蓄配給ニ關スル事項

(ホ) 避難ニ關スル事項

(ヘ) 應急運輸ニ關スル事項

(ト) 應急勞務ノ調整ニ關スル事項

(チ) 其ノ他救護ニ關シ厚生省トノ連絡ニ關スル事項

(リ) 文書ノ發案及記録ニ關スル事項等他班ノ管掌ニ屬セザル事項

三 配 給 班

(イ) 非常用食糧、燃料ノ備蓄配給ニ關スル事項

(ロ) 非常用被服其ノ他生活必需品ノ備蓄配給ニ關スル事項

(ハ) 非常用住宅材料等ノ備蓄配給ニ關スル事項

(ニ) 其ノ他非常用物資ノ備蓄配給ニ關シ農商省其ノ他非常用物資ノ所管省トノ連絡ニ關スル事項

四 生産防空班

(イ) 工場、事業場及鑛山ノ防空ニ關スル事項

(ロ) 電氣及瓦斯ニ關スル工作物其ノ他ノ施設ノ防空ニ關スル事項

(ハ) 地方鐵道及軌道ノ防空ニ關スル事項

(ニ) 港灣及船舶ノ防空ニ關スル事項

(ホ) 其ノ他生産防空ニ關シ軍需省及運輸通信省トノ連絡ニ關スル事項

第五條 各班長ハ職務日誌ヲ備ヘ班ノ活動狀況ヲ記録シ置クベシ

第六條 救護部員ハ左腕ニ腕章ヲ附スルモノトス

第七條 前各條ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ救護部長之ヲ定ム

外地部執務規程

(昭和十九年四月十五日
内務省訓第四八三號)

第一條 非常特別執務規程ニ依ル外地部ノ執務ハ本規程ノ定ムル所ニ依ル

第二條 外地部ニ參謀並ニ庶務、治安、食糧、經濟ノ四班ヲ置キ其ノ編成ヲ左ノ通定ム但シ外地部長必要アリト認ムルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

一 參 謀

參謀ハ管理局各課長ヲ以テ之ニ充ツ

參謀ノ内總務課長タル者ヲ以テ主任參謀トス

參謀ニ參謀附ヲ置キ部員中ヨリ外地部長之ヲ命ズ

二 庶 務 班

管理局總務課長ヲ以テ班長トシ班員ハ部員中ヨリ外地部長之ヲ命ズ

三 治 安 班

管理局民政課長ヲ以テ班長トシ班員ハ部員中ヨリ外地部長之ヲ命ズ

四 食 糧 班

管理局殖産課長ヲ以テ班長トシ班員ハ部員中ヨリ外地部長之ヲ命ズ

五 經 濟 班

管理局經濟課長ヲ以テ班長トシ班員ハ部員中ヨリ外地部長之ヲ命ズ

第三條 參謀ハ部務ノ大綱其ノ他重要ノ事項ニ關シ外地部長ヲ輔佐ス

班長ハ外地部長ノ命ヲ承ケ班員ヲ指揮監督シ其ノ班ニ屬スル事務ヲ掌理ス但シ緊急ト認ムル事項ニ付テハ之ヲ專決スルコトヲ得

參謀附及班員ハ上司ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス

第四條 參謀及各班ノ事務分掌左ノ如シ

一 參 謀

(イ) 部務ノ大綱ニ關スル事項

(ロ) 各班活動ノ連絡統制ニ關スル事項

二 庶 務 班

(イ) 廳内各部トノ連絡ニ關スル事項

(ロ) 警防室ヨリ回付セラレ又ハ各班ニ於テ蒐集セル情報ノ統一整理及傳達ニ關スル事項

(ハ) 文書ノ發受及記録ニ關スル事項

(ニ) 局内會計經理ニ關スル事項

- (ホ) 朝鮮總督府及臺灣總督府特別會計緊急經費ノ支出ニ關スル事項
 - (ヘ) 金融ニ關スル事項
 - (ト) 他班ノ管掌ニ屬セザル事項
 - 三 治安班
 - (イ) 情報ノ蒐集ニ關スル事項
 - (ロ) 治安維持ニ關スル事項
 - 四 食糧班
 - (イ) 食糧ニ關スル事項
 - (ロ) 生活必需品ニ關スル事項
 - 五 經濟班
 - (イ) 交通ニ關スル事項
- 第五條 主任參謀及各班長ハ執務日誌ヲ備ヘ參謀及班ノ活動狀況ヲ記錄シ置クベシ
- 第六條 前各條ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ外地部長之ヲ定ム
- 附 則
- 昭和十八年八月內務省訓第五七九號外地部執務規程ハ之ヲ廢止ス

警防室執務規程

(昭和十九年四月四日
內務省訓第四一八號)

第一章 總 則

- 第一條 非常特別執務規程ニ依ル警防室ノ執務ハ本規程ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 内地(海面又ハ島嶼ノミノ地區ヲ除ク以下同ジ)ニ防空警報發令セラレタル時ハ內務次官ノ命ニ依リ警防室ヲ開設ス警防室ノ開設ヲ續行スルノ必要ナキニ至リタル時ハ內務次官ノ命ニ依リ之ヲ閉鎖ス
- 第三條 警防室ヲ通ズル防空竝ニ防空ニ直接關聯スル治安ニ關スル各種情報トハ防空警報發令ノ情況、空襲情況、空襲被害狀況其ノ他防空ニ關スル一切ノ諸情報竝ニ防空警報發令乃至空襲ニ直接關係スル治安ニ關スル一切ノ諸情報ヲ指稱ス
- 第四條 警防室ノ編成左ノ如シ

- 一 室 主 任
- 二 通 信 係
- 三 庶 務 係
- 四 文 書 係

第五條 警防室員ハ防空總本部及警保局員中ヨリ夫々警防局長又ハ警保局長ノ指定シタル者ヲ以テ之ニ充

第六條 本規程ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ警防局長及警保局長之ヲ定ム

第二章 事務分擔及勤務要領

第七條 室主任ハ警防局警備課長(警保局警備課長)及警防局指導課長ヲ以テ之ニ充ツ室主任ハ室長ノ命ヲ承ケ警防室ニ關スル事務ヲ掌理スルト共ニ重要ナル連絡ニ當ル

第八條 通信係ノ事務分擔及勤務要領左ノ如シ

一 軍關係、中央諸官廳及各都廳府縣等ヨリ電話ヲ以テ連絡セル情報竝ニ連絡ヲ受理録取シ庶務係ニ同付ス

二 庶務係ヨリ回付セル情報及連絡事項ヲ關係中央諸官廳、關係都廳府縣ニ電話通報ス、都廳府縣ニ對スル通報ハ同時通話ヲ利用シ又ハ通信地區中心地ヲ通ジ通報ス(警視廳ニ對シテハ直通電話ヲ利用ス)

第九條 庶務係ノ事務分擔及勤務要領左ノ如シ

一 情報ノ取捨選擇

(イ) 電信ニ依ル情報ノ翻譯

(ロ) 通信係ヨリ回付セル情報及電信ニ依ル情報ノ檢討

二 情報連絡事項及連絡先ノ決定

(イ) 省内主腦部ニ報告スベキモノノ決定

(ロ) 中央諸官廳ニ連絡スベキモノノ決定

(ハ) 地方廳ニ通知スベキモノノ決定

三 情報ノ連絡

(イ) 省内主腦部ニ報告スベキ情報ハ文書又ハ電話ヲ以テ報告ス

(ロ) 中央官廳ニシテ連絡官派遣アルモノニ付テハ事務官又ハ屬官ヲシテ各省連絡官室ニ於テ情報ヲ讀上グ録取セシメ連絡シ連絡官派遣ナキモノニ付テハ通信係ヨリ電話ヲ以テ連絡ス

(ハ) 地方廳ニ通知スベキ情報ハ通信係ヨリ電話ヲ以テ通報ス

(ニ) 連絡ヲ爲スニ必要ナル情報ハ十五部作製スルモノトス

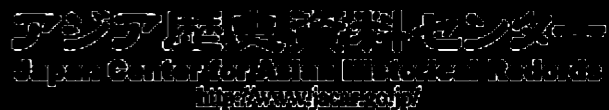
(ホ) 連絡事項ハ前各號ノ措置ヲ執ルノ外文書係ヨリ文書ヲ以テ關係方面ニ發送ス

四 其ノ他ノ係ニ屬セザル事項

第十條 文書係ハ庶務係ヨリ回付セル情報ニ基キ警防記録竝ニ重要ナル特命記録ヲ作成スルト共ニ關係方面ニ連絡通知スベキ情報ヲ文書ニ依リ發送ス

文書係ノ勤務要領左ノ如シ

一 庶務係ヨリ回付セル情報ニ基キ推移時限別、都廳府縣別警防記録及之ガ綜合一覽記録ヲ作成ス



- 二 室主任ノ命ヲ承ケ特命記録ヲ作成ス
- 三 連絡スベキ情報ハ謄寫印刷ノ上電話連絡方面ト同一方面ニ一本使又ハ速達郵便ノ方法ニ依リ親展機密文書トシテ發送ス但各省ヨリ連絡ノ爲派遣セラレタル係官在ルトキハ直接當該係官ニ交付ス

内務省防空實施計畫

(昭和十八年八月六日
内務省訓第五八一號)

第一章 總 則

- 第一條 内務省ニ於ケル防空ノ實施ハ本計畫ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 本計畫ニ依ル防空ノ實施ノ開始及終止ハ内務次官之ヲ命ズ
- 第三條 内務次官必要アリト認ムルトキハ本計畫ニ基キ防空ノ訓練ヲ命ズルモノトス

第二章 防空實施機關

- 第四條 防空ノ實施ノ爲防衛部(以下部ト稱ス)ヲ置ク
- 部ハ部長、部附、班長及班員(以下部員ト總稱ス)ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第五條 部長ハ會計課長ヲ以テ之ニ充ツ班長ヲ指揮監督シ防空ノ實施ニ關スル一切ノ任務ヲ掌理ス
- 部附、班長及班員ハ内務次官之ヲ命ズ但シ會計課員(部附又ハ班長ヲ命ゼラレタル者ヲ除ク)ハ當然班員タルモノトス
- 班員ノ所屬ハ部長之ヲ定ム
- 部附ハ部長ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス
- 班長ハ上長ノ命ヲ承ケ班員ヲ指揮監督シ班ノ任務ヲ掌理ス

班員ハ班長ノ命ヲ承ケ班ノ任務ニ従事ス
 部長又ハ班長支障アルトキハ内務次官ハ部長又ハ班長ノ任務ヲ代理スベキ者ヲ指定ス
 第六條 部ニ七班ヲ置ク
 各班ノ任務ハ概ネ左ノ通トス

班	任	務
警備班	對空監視、警報及情報ノ傳達、廳中警備並ニ燈火管制ノ監視	
消防班	火災ノ警防	
防護班	毒瓦斯ノ檢知及消毒	
救護班	待避ノ誘導及防護室ノ管理	
工務班	死傷病者ノ救護	
配給班	廳舎及設備ノ修理工作	
	物資ノ配給	

第七條 部長ハ警戒警報ノ發セラレタル時ヨリ警戒警報解除ノ發セラルル迄班長及班員ヲ廳内ニ待機セシメ空襲警報ニ備フルモノトス
 警備班員ハ部長ノ命令アリタルトキハ警戒警報ノ發セラルル前ヨリ其ノ任務ニ服スルモノトス

第八條 班長ハ班員ノ勤務及交替ノ方法其ノ他防空ノ實施ニ關スル細目ノ事項ヲ定メ之ヲ部長ニ報告スルモノトス
 第九條 班長ハ其ノ任務ニ關スル重要事項ヲ常ニ部長ニ報告スルモノトス
 第十條 部員ノ使用ニ充ツル室ハ別圖ノ通トシ各室ノ入口ニハ夫々其ノ職名又ハ班名ヲ掲示スルモノトス
 第十一條 部員ハ職名又ハ班名ヲ表示シタル腕章ヲ左腕ニ附スルモノトス
 第十二條 部員ニ非ザル者ト雖モ緊急ノ必要ニ基キ部員ノ要求アリタルトキハ直ニ之ニ協力スベキモノトス
 部員ニ非ザル者ト雖モ投下彈ノ落下、廳舎若ハ設備ノ破壊、火災又ハ死傷病者ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ部員ニ通報スルモノトス

第三章 防空實施
 第一節 監視

第十三條 對空監視ハ空襲警報ノ發セラレタル時ヨリ空襲警報解除ノ發セラルル迄之ヲ實施ス
 第十四條 對空監視員ハ中央屋塔ニ於テ常ニ情況ヲ監視スルモノトス
 第十五條 對空監視員敵航空機ヲ發見シ若ハ其ノ爆音ヲ聞キ又ハ投下彈等ノ落下ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ警備班長ニ報告スルモノトス敵航空機視界又ハ聽界ヲ去リタルトキ亦同ジ



第二節 警 報

四二

- 第十六條 防空警報(警戒警報及空襲警報)ハ東部防衛司令部ヨリノ電話ニ依リ之ヲ受領ス
- 第十七條 警戒警報ハ三分繼續ノ電鈴ヲ以テ警戒警報解除ハ電話其ノ他ニ依リ之ヲ廳内ニ傳達ス
空襲警報ハ八秒ヲ間シ四秒繼續十回反覆、空襲警報解除ハ三分繼續ノ電鈴ヲ以テ之ヲ廳内ニ傳達ス
- 第十八條 防空警報ノ傳達ニ當リテハ前條ニ依ル外適宜廳内放送施設ヲ利用スルモノトス
- 第十九條 防護警報ハ火災警報及瓦斯警報トシ火災警報ハ警笛、電話、口頭等ニ依リ瓦斯警報ハ銅鑼、電話、口頭等ニ依リ之ヲ廳内ニ傳達ス

第三節 警 備

- 第二十條 廳中ノ警備ハ空襲警報ノ發セラレタル時ヨリ空襲警報解除ノ發セラルル迄之ヲ實施スルモノトス
- 第二十一條 警備ハ巡回ニ依リ之ヲ行フ但シ別圖ニ定ムル執務室、防護室、救護室、電話室、電信室、機械室、電池室、變電室、ポンプ室、玄關及通用門ハ固定警備トス
- 第二十二條 警備班員投下彈ノ落下、廳舎若ハ設備ノ破壊、火許又ハ死傷病者ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ當該班長ニ報告スルモノトス

第四節 燈 火 管 制

- 第二十三條 別圖ニ定ムル執務室其ノ他ノ場所ノ燈火ハ空襲警報中ニ之ヲ隱蔽シ其ノ他ノ燈火ハ全部之ヲ消燈スルモノトス
- 第二十四條 各局長(官房課長ヲ含ム以下之ニ同ジ)ハ豫メ其ノ局(官房各課ヲ含ム)ニ屬スル室ノ燈火ニ付會計課長ハ其ノ他ノ燈火ニ付燈火管制責任者及管制實施方法ヲ定メ之ヲ部長ニ通報スルモノトス

第五節 消 防

- 第二十五條 警戒警報ノ發セラレタルトキ又ハ部長ノ命令アリタルトキハ消防班長ハ消火栓及消火器具ヲ點檢整備スルモノトス
- 第二十六條 消火栓及消火器具ノ所在ハ別圖ノ通トス
- 第二十七條 各局長ハ發火性、引火性又ハ爆發性ノ物品ニ付豫メ責任者ヲ定メ警戒警報ノ發セラレタルトキハ之ヲ危險ナキ場所ニ整理シ且表示セシムルモノトス
- 第二十八條 各局長ハ各室ノ防彈扉ニ付豫メ責任者ヲ定メ空襲警報ノ發セラレタルトキハ直ニ之ヲ閉鎖セシムルモノトス
- 第二十九條 消防班員燒夷彈又ハ爆彈ノ落下等火災ノ原因トナルベキ事態ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ消防班長ニ報告スルト共ニ消火ニ必要ナル應急ノ處置ヲ講ズルモノトス
- 第三十條 消防班員火災ヲ發見シタルトキハ警笛ヲ吹鳴シ火災報知機ニ依リ之ヲ消防署ニ通報スルモノトス

四三

第六節 防 毒

第三十一條 警戒警報ノ發セラレタルトキ又ハ部長ノ命令アリタルトキハ防毒班長ハ防毒具、防毒藥物及
防毒材料ヲ點檢整備スルモノトス

第三十二條 空襲警報ノ發セラレタルトキハ部員ハ所要ノ防毒具ヲ準備スルモノトス

第三十三條 防毒班員投下彈等ノ落下ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ防毒班長ニ報告スルモノトス

第三十四條 檢知員毒瓦斯ヲ檢知シタルトキハ銅鑼ヲ亂打スルモノトス

第三十五條 防毒班長ハ被毒箇所及危險區域ヲ表示シ且避難ノ方法、通路等ヲ防毒班長ニ通報スルト共
ニ直ニ被毒箇所ヲ消毒スルモノトス

第七節 待 避

第三十六條 防護室ハ別圖ノ通トス

第三十七條 警戒警報ノ發セラレタルトキ又ハ部長ノ命令アリタルトキハ防護室班長ハ防護室ヲ點檢整備
スルモノトス

第三十八條 待避ハ内務次官ノ命令ニ依リ之ヲ開始スルモノトス

電鈴ヲ以テスル待避命令ハ一秒ヲ間シ二秒繼續二十回反覆ヲ以テ廳内ニ傳達ス

第三十九條 待避命令ノ發セラルル迄ハ部員ハ濫ニ其ノ席ヲ離ルベカラザルモノトス

第四十條 待避命令アリタルトキハ部員ハ防護室班員ノ指揮ノ下ニ防護室ニ待避スルモノトス

第四十一條 部員ノ待避スベキ防護室ノ割當ハ防護室班長豫メ之ヲ定メ一般ニ周知セシムルト共ニ各防護
室ニ割當局課員ノ人員ヲ掲出スルモノトス

第四十二條 防護室ノ出入及防護室内ノ行動ニ付テハ防護室班員ノ指揮命令ニ服従スベキモノトス

第四十三條 部員ニ非ザル者ノ待避ノ爲別圖ノ通り公衆防護室ヲ設ク公衆防護室ニ付テハ第三十七條、第
三十八條、第四十條及第四十二條ヲ準用ス

第八節 救 護

第四十四條 救護室ハ別圖ノ通トス

第四十五條 警戒警報ノ發セラレタルトキ又ハ部長ノ命令アリタルトキハ救護班長ハ救護室、救護用器材
及藥品ヲ點檢整備スルモノトス

第四十六條 救護班員死傷病者ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ救護班長ニ報告スルト共ニ應急ノ處置ヲ講ズ
ルモノトス

第九節 工 作

第四十七條 警戒警報ノ發セラレタルトキ又ハ部長ノ命令アリタルトキハ工作班長ハ應急修理又ハ補強ニ



必要ナル工作器具、材料等ヲ點檢整備スルモノトス

四六

第四十八條 工作班員爆彈、燒夷彈等ノ落下ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ工作班長ニ報告スルト共ニ應舎
又ハ設備ノ破壊箇所ヲ調査シ應急ノ修理ヲ爲スモノトス

第十節 配 給

第四十九條 警戒警報ノ發セラレタルトキ又ハ部長ノ命令アリタルトキハ配給班長ハ資材、給與物品等ノ
物資ヲ點檢整備シ必要ニ應ジ當該班長ニ之ヲ配給スルモノトス

第五十條 班長ハ必要ニ應ジ所要物資ヲ配給班長ニ請求スルモノトス

#6